

## 新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

6月10日開会のむつ市議会第244回定例会において行った行政報告以降、国及び青森県の対応並びにこれまで実施した市の取組について御報告させていただきます。

まず、5月25日に変更されました国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び7月10日に青森県から示されました「外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和の目安」を受け、むつ市としては、これらのとおりに対応することとしておりました。

しかしながら、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向にはいまだに歯止めがかからず、国内でも先の緊急事態宣言発出前に増して感染者が増加する現状にあり、7月29日には一日当たりの感染者数が1,200人を超える状況となっております。

さらに、青森県においても、5月7日以来、首都圏からの旅行及び帰省に関連し、4人の感染者が発生し感染拡大が危惧されたところであります。

こうした中、7月10日には、8月1日の開始としておりましたG o T o トラベル事業を、7月22日に前倒しして実施することが発表されました。

また、7月16日に開かれました国の第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会では、「当面の間は、積極的に東京都から他の道府県への移動及び他の道府県から東京都への移動を支援するG o T o トラベル事業を行うことについては延期すべきである。」との政府への提言がなされ、これを受け、東京都を除外する方針の下、当該事業は7月22日から開始されております。

私は、このG o T o トラベル事業は、日本経済の回復に必須の政策であるものと認識しております。一方で、感染拡大傾向が見られる今、感染リスクの高い地域から低い地域への人の移動を促すことに危機感を覚え、また、感染症対応の病床数が4床にとどまる当地域の脆弱な医療資源に鑑み、7月13日に開催した第29回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議後の記者会見において、7月23日から26日までの間、21に及ぶ市の観光関連施設の閉鎖を検討している旨発表いたしました。

この会見の内容につきましては、地元紙の東奥日報社様がインターネットでの記事で取り上げたところ全国からの反響が大きく、その後、多くのメディアに取り上げられることとなりました。

むつ市として、市の観光関連施設の閉鎖を決定した理由につきましては、大型連休で多くの方々が訪れる可能性のある市の観光関連施設においてクラスターが発生した場合に、直ちに医療崩壊を起こす可能性があったからに他なりません。

また、こうしたことが起こってしまえば、市民の皆様の日々の安全に対する取組が水泡に帰す可能性もあったからです。

何よりも、むつ市の安全と市民の皆様の健康と命を守るためという措置でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、本閉鎖措置は、4月16日、緊急事態措置が全国に拡大したことを受け、21日から実施した市有施設の閉鎖と同様の措置であることを申し添えます。

私は、今まで多くの方々に、下北半島という3つの海に囲まれ、豊かな大地が育む景勝地に訪れていただきたいとの思いから、下北ジオパークの認定を始め、広く観光の振興に取り組んでまいりました。また、インバウンドの振興についても台湾へのトップセールスや広域市町村連携によるシンガポール事業の立上げ等、他の自治体に先駆けて行動してきたことは、皆様も御承知のとおりのことと存じます。

しかし、現在対処すべき新型コロナウイルス感染症は、人の移動に伴って感染が拡大します。自覚のない善意の方も含めて受け入れる人数に比して市内の危険度が高まることは言うまでもないことです。今回の決定が苦渋の決断であったことを御理解いただきたいと存じます。

今後におきましても、国及び青森県の対処方針、そして、全国の感染状況等を踏まえ、市民の皆様の安全・安心を確保するため鋭意努力してまいります。

以上を受け、「むつ市の基本的対処方針」を始め、6月10日以降、この危機突破の柱となる「予防医療対策」、「経済対策」及び「学校保育対策」に係るむつ市感染症危機突破プロジェクトチームの取組並びに「新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策」について、御報告いたします。

#### <むつ市の基本的対処方針について>

それでは、国及び青森県対処方針等を踏まえた「むつ市の基本的対処方針」について御報告いたします。

はじめに、大規模イベント等の開催については、7月22日に開かれました国の第3回新型コロナウイルス感染症対策分科会での議論を踏まえ対処してまいります。

また、イベント等の開催に当たっては、感染防止対策に係る種々のガイドラインに従った行動をお願いすることといたします。

次に、市有施設については、今後、原則として開館することとしておりますが、利用方法に一部制限を設けたり、感染症の発生状況によっては、施設の閉館を余儀なくされるものと考えております。

なお、国が示した新しい生活様式に従い、密を避けるなど感染予防に万全を期して御利用いただくようお願いいたします。

次に、首都圏への移動については、6月中旬以降、東京都を中心として新型コロナウイルス感染症患者が増加傾向にあることに鑑み、感染防止対策の徹底をお願いするとともに慎重な行動をお願いいたします。

首都圏以外への移動についても、移動先の感染状況を踏まえ、適切な感染防止対策を講ずるようお願いいたします。

なお、感染拡大の防止対策として、国が運用する新型コロナウイルス接触確認アプリの活用を推奨することといたします。

## <予防医療対策>

次に、対策の柱の1点目、予防医療対策についてお伝えいたします。

### 【1. 市内小中学校における感染症対策の実施について】

はじめに、市内小中学校における感染症対策の実施について御報告いたします。

緊急事態宣言解除後、学校活動再開に向けて必要な感染予防体制を整えることを目的とし、5月12日、13日の両日に実施した市内小中学校の現場確認から、1か月ほど経過いたしましたので、6月15日から6月25日までの間に再度訪問をし、取組に係る新たな疑問点、要望等の聞き取りを行ってまいりました。

聞き取り内容については、教育委員会に報告するとともに、要望について対応しているところであります。

今後も児童生徒が安全・安心に学校生活を過ごせるよう、引き続き支援してまいります。

### 【2. むつ総合病院の現状について】

次に、むつ総合病院の現状について御報告いたします。

新型コロナウイルス外来は、5月の連休明けから運用し、7月27日までの受診は71件となっております。

また、感染病棟は機能の向上や院内感染防止のため、医療ガス増設、エアコン設置などの改修工事を7月20日に終え、既存の入院病棟と完全に切り離れた上での入院措置が可能となりました。

院外に設置している発熱外来の運用と併せて、検査から入院までの切れ目のない体制を構築するとともに、徹底した院内感染防止策について取り組んでまいります。

### 【3. 公共施設の利用の再開について】

次に、公共施設の利用の再開について御報告いたします。

感染拡大防止の観点から、休止しておりました市内94の施設につきましては、これまで全ての施設を段階的に再開いたしました。冒頭で述べたとおり、Go To トラベル事業の開始から初めての連休となる7月23日から26日までの4日間、釜臥山展望台、ふれあい温泉川内、脇野沢野猿公苑など市外観光客を含む不特定多数の方が出入りし、3密となる可能性のある市内の21施設を休止したところであります。

その後、7月27日から利用を再開しており、これにより、現在は全ての公共施設が利用できます。今後とも、全ての市有公共施設については、新しい生活様式を遵守し、感染予防対策に万全を期して運営してまいります。

### 【4. 職員の出張及び私用旅行の取扱いについて】

次に、職員の出張及び私用旅行の取扱いについて御報告いたします。

5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除され、国及び県では、6月1日からは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県首都圏4都県及び北海道への不要不急の移動は慎重にとの段階的緩和の目安が示されたことを受け、6月1日から6月18日までの間、首都圏4都県及び北海道への出張は引き続き原則禁止とし、その他の地域につきましては、不要不急の出張を避け、かつ、出張する場合には総務部長の承認を得ることとしておりました。

その後、国及び県の段階的緩和の目安による県をまたぐ移動の全面解除を受け、6月19日から7月31日までの間、県外への出張について原則禁止とする都道府県を指定しないこととしておりますが、引き続き不要不急の出張を避け、かつ、出張する場合には総務部長の承認を得ることとしておりました。

しかしながら、その後東京都を中心とした地域での感染者数増加を受け、特にこの本庁舎はワンフロアのため、感染者が発生した場合や感染者から感染させられた場合の影響が市民の皆様や多くの職員へと及ぶことが想定されますことから、7月11日から7月31日までの間、再び首都圏4都県への出張を原則禁止としております。

なお、今後の対応につきましては、首都圏以外の地域でも感染者数が増加していることを受け、明日から8月14日までの間、関東、中部、近畿、九州地方への出張を原則禁止といたします。

また、職員の私用旅行につきましても、出張同様に明日から8月14日までの間、関東、中部、近畿、九州地方への私用旅行の自粛を要請し、その他の地域につきましては、不要不急の旅行を避け、かつ、旅行する場合には所属部長へ事前に報告することとしております。

以上は、職員、その家族や市役所そのものはもちろん、来庁される市民の皆様を守るための措置でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

#### 【5. 介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等における感染症予防対策について】

次に、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等における感染症予防について御報告いたします。

介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等につきましては、出張や私用旅行に係る市の取組を紹介した上で、感染が拡大している地域への不要不急の移動について控えていただくなど、改めて感染症予防対策に努めてくださるよう文書によりお願いしております。

#### ＜経済対策＞

次に、対策の柱の2点目、経済対策についてお伝えいたします。

##### 【1. むつ市緊急経済対策について】

はじめに、むつ市緊急経済対策13事業の7月29日までの状況について御報告いたします。

まず、「緊急支援給付金」についてであります。飲食業、宿泊業等7業種の事業者への給付を進めてまいりましたが、これら7業種に密接に関連する旅行業、クリーニング業、移動販売業、生花販売業、写真業、美容業及びバンケット業の7業

種についても、影響が生じていることが確認されたことから、予算の執行状況を勘案した上で7月1日より対象事業者に追加しております。

以上、緊急支援給付金につきましては、1,000件の想定に対し954件の申請を受けているところであります。

さらに、これら14業種に関連して影響を受けていると認められる業種についても対象業種への追加を行うこととし、明日から8月31日までの間、申請の受付を行うこととしております。

次に、「飲食店家賃補助」についてであります。300件の想定に対し263件の申請を受付しております。

次に、「宿泊業支援事業」についてであります。55件の想定に対し34件の申請を受付しております。

次に、「非正規雇用労働者支援事業」についてであります。400件の想定に対し52件の申請を受付しております。

次に、「衛生管理応援事業」のむつ市感染症あんしん飲食店等認定制度についてであります。業種別のガイドラインを参考に作成したチェックリストをもとに、保健師が衛生環境を確認し、必要な助言、サポートを実施することで、新型コロナウイルス等の感染症予防及び感染拡大の抑制を目的に実施しております。

また、認定飲食店等の取組を広く周知することにより、市民の皆様に安心して御利用いただけるものと考えております。認定飲食店等に対して、感染予防の啓発物品や消毒液等の衛生物品の提供等を行いながら引き続き支援してまいります。

7月29日現在、認定飲食店等は193件となっており、認定申請数も増えているところであります。

当初100件程度の認定を予定しておりましたが、それを大きく上回る認定申請があり、市内の事業者の皆様への感染症に対する意識の高まりを感じております。

今後も、多くの店舗等が本制度を利用し、市全体で感染症対策を強化できるよう周知徹底に努めてまいります。

次に、「むつ市中小企業小口資金特別保証制度の特別枠」についてであります。6月中に市内の4金融機関で80件の申請を受付しており、予算枠に達したことから事業完了としております。

次に、「子どもみらい支援」のうち「子どもみらい応援事業」についてであります。給付につきましては、本日までに一般分支給対象児童4,469人分の給付を完了し、人数による給付率は99.9%となっております。

次に、「奨学生緊急支援事業」についてであります。給付については98人の対象者に対して93人、貸与については200人の想定に対し11人の申請を受付しており、このうち給付では92人に対し1,026万円、貸与では10人に対し120万円が本日支払予定となっております。

次に、「むつ市のうまい！仕送り事業」についてであります。1,200件の想定に対し886件の申請を受付しております。

また、親元を離れ市外に通っている高校生も新たに対象に加えることとし、明日から8月31日までの間、申請受付を行うこととしております。

次に、「全市民生活応援」のうち「マスク配布事業」についてであります。6月初旬に2万8,668世帯の配布を行い事業が完了しております。

次に、「ステイホーム応援事業」についてであります。各家庭へのごみ袋の配布については、川内地区、大畑地区及び脇野沢地区は6月30日までに、大湊地区は7月10日までに、また、田名部地区の一部には7月22日までに配布が完了しております。8月上旬から中旬にかけての全戸への配布を予定しております。

なお、本日までのごみ袋の配布実績は、2万2,340件、配布率は84%となっております。

次に、「水道料金の減額」についてであります。市では、既に市税や水道料金等に対して、徴収又は納付を猶予する制度を実施しておりますが、7月1日より令和2年度に賦課された下水道受益者負担金についても、徴収猶予についての納付相談を受付しております。

猶予期間は1年間となっております。対象となる方には個別にお知らせしているほか、ホームページで周知しております。

最後に、「プレミアム付商品券」についてであります。7月22日から27日までの間で予約販売を行った結果、7億円分相当の商品券が販売され、市内474店舗での利用が始まっております。

なお、5億円分相当の商品券が販売されずに残っておりますことから、8月21日から9月4日までの間で、再度市民の皆様から往復はがきによる予約を受付し、追加販売を行うこととしております。

## 【2. 特別定額給付金について】

次に、「特別定額給付金」の給付状況について御報告いたします。

5月1日から申請受付を開始し、これまで2万8,714世帯、5万6,070

人分、金額にして56億700万円の給付を完了しており、人数による給付率は99.7%となっております。

申請期限は本日までとなっておりますが、7月29日現在で117世帯、137人分が未申請となっております。また、受給を希望されない方は14世帯、19人分となっております。

以上がむつ市緊急経済対策及び特別定額給付金の給付状況についての御報告となります。

### 【3. ひとり親世帯臨時特別給付金事業について】

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金事業について御報告いたします。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」は、国の令和2年度第2次補正予算において予算計上されたもので、低所得のひとり親世帯を対象に1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を加算し支給するものであります。

本日、支給対象となる708世帯分、金額にして4,434万円の給付を完了しております。

また、今後、支給対象世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が減少している世帯に対し、追加給付として1世帯当たり5万円を支給いたします。

この追加給付につきましては、申請が必要となるため、9月以降の支給予定となります。

これらの経済対策につきましては、引き続き事業を迅速に進めるとともに、第3弾の経済対策として本日御審議いただき、第一次産業及び観光業の支援を主とした事業につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

### <学校保育対策>

次に、対策の柱の3点目、学校保育対策についてお伝えいたします。

#### 【1. 市内小中学校の夏休みについて】

はじめに、市内小中学校の夏休みについて御報告いたします。

当初、市内小中学校は7月下旬から8月下旬までの間、夏休みの予定としておりましたが、学習機会の保障を図るため、夏休み期間のうち10日間を出校日とし、



午前4時間の授業で給食を提供することとしております。

なお、その際の暑さ対策といたしまして、市内小中学校の全学級に2台ずつの扇風機を導入することとしておりましたが、現在既に設置が終わり、活用されております。

## 【2. 市内小中学校の修学旅行について】

次に、市内小中学校の修学旅行について御報告いたします。

市内小中学校の修学旅行については、教育委員会から「青森県内において日帰り若しくは1泊程度の宿泊を認める。」という案を示し、各校長の了承を得ております。

各学校では、これを基に、保護者と協議をしながら実施時期、目的地及び行程を決定することとしており、早いところでは8月20日に出発する学校もあると伺っております。

## 【3. 下北地方中学校体育大会夏季大会（中体連）について】

次に、下北地方中学校体育大会夏季大会の開催について御報告いたします。

7月18日、19日及び23日から26日までの日程で下北地方中学校体育大会夏季大会が開催されました。

開催に当たりましては、一部競技を除き、観戦時は、他の家族との距離を十分取ること、マスクを着用すること等感染防止策を十分に講じた上で、保護者等の観戦が許可されたと伺っております。

なお、バスケットボール及びバレーボール競技につきましては、プレオープン期間中のむつ市総合アリーナを会場に実施されております。

## 【4. 市内で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の学校の対応について】

次に、市内で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の学校の対応について御報告いたします。

これまで、「市内に感染者が発生した場合は2週間の一斉休校」としておりましたが、今後は関係する学校を臨時休業とすることとし、休業措置につきましては、教育委員会が指示することといたします。

なお、学校の再開に当たっては、感染者の学校における行動の様態や、地域にお

ける感染拡大の状況等により判断することとしております。

#### 【5. 幼稚園、保育園、なかよし会等について】

次に、幼稚園、保育園、なかよし会等について御報告いたします。

幼稚園及び保育園の対応につきましては、感染が拡大している地域への職員の不要不急の移動について控えていただくよう、各幼稚園及び各保育園をお願いしているところであります。

また、なかよし会につきましては、運営上密集する環境を回避することが難しいことから、3つの密を低減するため、夏休み前までの間、対象児童を原則小学校1年生及び2年生とし、やむを得ない事情がある場合には3年生から6年生までについても受け入れることとするなど、規模を縮小し開設しておりますが、現下の全国的な感染拡大状況を踏まえ、家庭での保育が可能な方については、引き続き利用を控えていただきますよう保護者の皆様をお願いしているところであります。

#### <新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策>

次に、新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策について御報告いたします。

市内では、本年4月からこれまでに、コロナ禍による経済活動の低下が要因となった離職者が30人を超える状況にあります。

これに加えて、7月1日にアツギ東北株式会社から、ここ数年の業績悪化に加えコロナ禍により売上が急減し、今後も回復が見通せず厳しい経営が続くとして約1,000人の従業員のうち330人程度の人員整理を行う予定であるとの報告を受けました。

これを踏まえ、翌2日、直ちに、むつ公共職業安定所と意見交換し、専門的な知見を基に市としてどのような対応が可能か検討を開始いたしました。

さらには、8日、私が直接アツギ株式会社の<sup>くどうひろし</sup>工藤洋志社長とオンラインで、本件に係る考え方についてお話を伺うとともに、雇用の継続についてのお願いもいたしました。

工藤社長からは、「今回の措置はむつ工場を将来に渡り存続させるためのもの」という発言があり、さらに、「会社として構造転換の推進と新分野への参入により強固な事業基盤の構築を図るためのもの」との見解が示されました。

一方で、むつ工場だけでも250人以上の従業員の方々が人員整理の対象となることから、市といたしましては、「再就職への支援」、「むつ工場の構造転換への

支援」、「販売促進への支援」について協議を重ねることを工藤社長に提案させていただき、工藤社長からは感謝の言葉をいただいております。

こうした一連の経緯を踏まえ、国が主体となった再就職の支援を実施する雇用対策本部の設置を、むつ公共職業安定所に要請し、先日、国主導で雇用対策が実施される「雇用対策本部」の設置を決定していただいたところであります。

今後は、市といたしましても同本部に主体的に参加することで、その務めを果たしていきたいと考えております。

なお、現時点で具体的な対応として、むつ工場内にむつ公共職業安定所がアシストハローワークを設置し再就職を支援することに合わせて、市といたしましても、生活関連相談窓口を併設して総合的な暮らしの相談に対応することとしております。

さらに、雇用対策は総合性が求められ、また、長期化も予想されますことから、むつ市感染症危機突破プロジェクトチーム内に、明日8月1日から新たに「雇用対策班」を設置し、職員4人体制でアツギ東北株式会社むつ工場を中心とした市内のコロナ禍に関する離職者対策に当たることとしております。

今後、本件で予算措置等が必要になる場合には、改めて9月定例会にお諮りしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について御報告させていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国及び県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。